

平成 26 年 6 月 12 日評議員会改定

平成 27 年 6 月 15 日評議員会改定

令和元年 6 月 3 日評議員会改定

公益財団法人小西国際交流財団 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人小西国際交流財団（以下「本財団」という。）の定款第 13 条及び第 28 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本財団及び自宅を勤務場所とし週 2 日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、交通費等経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 本財団は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第 1 に定める 1 人あたりの月額及び年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第 2 に定める年度総額の範囲内で支給する。
- 4 評議員の報酬は定款第 13 条に定める金額の範囲内で、別表第 3 に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 常勤役員の報酬等は、毎月 25 日に支給する。ただし 25 日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、25 日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、25 日より前の日）を支給日とする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、月の初日から、その月の末日までの間における出席日数により計算した総額を支給することができる。

- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、通貨をもって本人に支給することもできる。

(公表)

第5条 本財団は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬

役 職	報酬月額（1人あたり）	年額総額（1人あたり）
理事（常勤）	350,000円（税込）	4,200,000円（税込）

別表第2 非常勤役員の報酬

役 職	会議への出席 （1人あたり）	その他打合せ等 （1人あたり）	年度総額（合 計）
理事 （非常勤）	50,000円 （税抜）	15,000円（税抜） 旅費は支給しない	3,000,000円 （税抜）
監事 （非常勤）	50,000円 （税抜）	—	400,000円 （税抜）

会議とは、理事会・評議員会・選考委員会及び選考準備委員会を指す

別表第3 評議員報酬

役 職	会議への出席 （1人あたり）	年度総額（合 計）
評議員	50,000円（税抜）	1,800,000円（税抜）

会議とは、理事会・評議員会・選考委員会及び選考準備委員会を指す